「株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める件」について

１．概要

「株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を定める件」（平成 28 年５月財務省告示第 159 号）は、「株式会社国際協力銀行法」（平成 23 年法律第 39 号）第 36 条第３号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行が預金により業務上の余裕金を運用することができる金融機関を定めている。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）の施行に伴い、当該告示においても所要の改正を行った上で、「株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める件」（令和８年９月内閣府・財務省告示第８号）として定める。

２．施行日

令和８年９月 18 日

（以上）